

第35回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月26日（金）午後2時00分から午後2時47分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（21名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	12番	井田	留吉
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
 - 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
 - 第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第5号 令和4年度推進委員等及び農業委員会の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和4年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について

6 農業委員会事務局職員

- 事務局長 鯨岡 健
- 農地振興係長 中山 仁
- 忠類支局農地振興係長 広田 瑞恵
- 農地振興係主査 高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第35回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に23番鯖戸代理、1番棚委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、12番井田委員、20番佐久間委員、21番湯佐委員から欠席する旨の届出がございましたので、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和5年5月15日付けの人事異動であります。</p> <p>農業委員会事務局長兼忠類支局長の高橋修二が併任を解かれ、また、農地振興係長の菅原美栄子が議会事務局庶務係長へ異動となっております。</p> <p>後任として、農業委員会事務局長兼忠類支局長に教育委員会教育部幕別学校給食センター所長兼忠類学校給食センター所長の私、鯨岡健が発令となりました。</p> <p>農地振興係長に経済部商工観光課商工労政係長の中山仁が発令されました。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>

議長 ただいま、事務局から5月15日付け人事異動について報告がありました。報告第1号について、質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局 報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理についてご説明いたします。
[REDACTED]ほか、計5法人から提出がありましたのでご報告いたします。

書類等完備されておりましたので、受理いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。

事務局 報告第3号、農地等一時転用に係る復元状況の報告についてご説明いたします。

農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告いたします。

案件は、議案書2ページの令和4年5月25日に許可をした2件でございます。

今月16日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。

事務局

報告第4号、農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。
農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可をしたので報告をいたします。

案件は、議案書3ページの令和5年4月28日第34回総会で審議された2件でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、記載のとおり条件を付し、令和5年5月25日付けで許可をしております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長

次に、報告第5号「令和4年度推進委員等及び農業委員会の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について」を議題といたします。

事務局から報告第5号の説明をいたします。

事務局

報告第5号、令和4年度推進委員等及び農業委員会の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について報告いたします。

案件は、本日、午前中に農政部会で協議を行った件であります。

資料の別紙1をご覧ください。資料の内容につきましては、農業委員会の最適化活動の点検・評価をまとめたものとなります。

まず、1. 最適化活動の成果目標としまして、(1) 農地の集積の目標の集積率が95%に対しまして、実績の集積率は94.7%となっております。

次に、(2) 遊休農地の解消等については、面積等がないので目標もなく、0haとなっております。

(3) 新規参入の促進につきましては、目標値が3.7haに対しまして、実績が369haとなっております。

2. 最適化活動の活動目標としましては、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数を月当たり1日という目標に対しまして、実績は4日となっております。

(2) 活動強化月間につきましては、目標値が1回に対して、実績が3回となっております。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、目標、実績ともに1回となっております。

令和4年度の最適化活動の活動目標につきましては、活動指標を月に1日と設定していることから、すべての委員が目標を上回っております。

なお、成果目標と集積面積につきましても、「目標を上回った」や、「目標ど

おり達成した」という結果が多くなっております。

3. 点検・評価結果につきまして、農業委員会の点検・評価結果（評語）としましては、目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られたという記載になっております。

推進委員等の点検・評価結果につきましては、この目標とは別に成果目標の達成率ですとか、活動日数により項目別の評価点というのが与えられるかたちになっておりまして、目標に対して期待を上回る結果が得られた方が1名、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が18名、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が4名、という全体の評価となっております。

最適化活動の記録および点検・評価の実施につきましては、4月末までに農業委員の皆様から農業委員会に提出された点検、評価に対しまして、結果を5月末までに総会において点検、評価し、その結果を委員の皆様へ通知するものとなっているため、個別の点検、評価表につきましては、皆様の机の上にご本人分の点検、評価結果、農業委員会による点検、評価の通知というかたちで置かせていただいております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第5号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から3番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から3番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は今年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号2番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書1ページ下段から2ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。2番の案件は平成25年12月に、3番の案件は平成25年9月と平成26年1月に、4番の案件は平成25年10月に町公社が利用調整を行ったものです。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。
よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号2番から4番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号2番から4番までは原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号5番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長 それでは、議案第2号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書3ページ上段のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
この案件は、平成25年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番は原案のとおり決定いたしました。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第2号6番から8番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号6番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上、6番から8番までの計画要請の内容は、別添調査書3ページ下段から4ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。6番の案件は平成25年12月に、7番の案件は平成25年8月に、8番の案件は平成30年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号6番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号6番から8番までは原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号9番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第2号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番について、議案書をもとに朗読】

以上、計画要請の内容は、別添調査書5ページ上段のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
この案件は、平成25年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番は原案のとおり決定いたしました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号2番、3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番、3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページから3ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番、3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番、5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番、5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページから5ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと

考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、経営の法人化に伴う賃貸借であります。今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号4番、5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件につきましては、親子間の贈与であることから、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請のあった件について、審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設等を目的とする転用であります。

農地区分は第1種農地であり、原則不許可でございますが、本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されておりますとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今年3月に西田委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に中村委員、高橋委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「令和4年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、令和4年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、令和4年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添資料の別紙2をご覧ください。

こちらが、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の資料案となります。

令和3年度までは、目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でしたが、令和4年度からは、最適化活動の点検・評価にあわせて、こちらの内容を公表することになります。

それでは、内容について説明いたします。

農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。

1ページ目では、I. 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）について、1. 農業委員会の現在の体制、2. 農家・農地等の概要を記載しております。2ページをご覧ください。

II. 最適化活動の実施状況につきましては、1. 最適化活動の成果目標としまして、（1）農地の集積、（2）遊休農地の発生防止・解消、3ページの（3）新規参入の促進の3項目について、①現状及び課題、②目標、③実績、④その他の記載がございます。

2ページにお戻りください。

（1）農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.6%となっております。

その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95%を目標としております。

また、③実績としましては、令和4年度の新規集積面積は269haであり、令和4年度末の集積面積累計は21,324ha、集積率94.7%となっております。

農業委員会の点検結果として、「利用調整にあたり、制度利用希望者や農地の出し手等に対し個別相談・現地確認を実施するなど、きめ細やかな活動を実施。担い手への農地の集積に貢献することができた。」と記載しております。

（2）遊休農地の発生防止・解消については、面積がないため目標の設定もございません。

3ページをご覧ください。

（3）新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり、①現状及び課題、②目標を設定しております。

4ページをご覧ください。

こちらの③実績としましては、新規参入者への貸付等の農地の面積は369haとなっており、目標が3.7haであるため、目標達成状況は9,972.9%となっております。

ります。

4ページ中段以降は、2. 最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり
の設定をしております。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、月1日を目標と設定し、(2) 活動強化月間の設定回数も1回を目標としたところでありますが、②実績としましては3回となっております。

5ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加についても、記載のとおり①目標、②実績、それぞれ1回となっております。

目標の達成状況の評語としましては、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」となっております。

委員の皆様の個別の点検・評価結果としましては、目標に対し期待を上回る結果が得られた方が1名、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が18名、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が4名という、全体的な評価となっております。

こちらの事務の実施状況等の公表につきましては、本日、ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

議長

議案第6号について説明を申し上げました。
質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第35回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦労様でした。